

▶▶▶ 民間の企業や団体の給付型奨学金

民間の給付型奨学金は「募集の対象（お子様の学年・所得など）」「試験・面接・作文の有無」など様々ですが、5万円、10万円、多い方で480万円など支援を受けている方もいらっしゃいます。募集タイミングで準備をするのは大変ですので、あらかじめ予定を確認して条件の合いそうなものをピックアップすると効率的です。民間の給付型奨学金はお子様との相性もあります。民間の奨学金を応募することで「お子さんとの会話が増えた」とのお声もあります。

例

- ・似鳥国際奨学財団
- ・キーエンス財団
- ・DAISO財団
- ・電通育英会
- ・みずほ農場教育財団
- ・コープみらい奨学生
- ・あしなが育英会
- ・認定NPO法人キッズドア基金

※加藤先生のホームページで一部紹介されていますので参考にしてください。



▶▶▶ 大学独自給付型奨学金

私立大学は、経済支援、学業奨励や課外活動支援を目的とした奨学金、また被災者支援措置など、各大学独自にさまざまな制度を設けています。

条件別に複数の奨学金制度を整備している大学や、奨学金以外にも、学費免除や特待生制度を設けている場合がありますので、志望大学のホームページを調べてみましょう。

※日本学生支援機構のホームページで検索できます。ただし、内容については必ず大学のホームページで確認してください。



私たちはひとり親家庭を応援します！

〈はあと〉では、ひとり親家庭それぞれの事情に合わせた 相談や支援を行っています。



①就業相談・就業支援・職業紹介



②生活相談



③養育費相談



④離婚前後の法律相談



⑤グループ相談会



⑥離婚前後の親支援講座



⑦親子交流支援

生活のことならはあと

安心して暮らすために、日常生活に関すること、養育費についての相談や離婚前後の法律相談、親子交流支援を行っています。

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	●	●	●	●	○	○	○

○:9:00-17:30 ●:9:00-20:30

こちらでは②③④⑥⑦が利用できます

詳しくは☎03-6272-8720



JR「飯田橋駅」東口 徒歩5分
東京メトロ東西線「飯田橋駅」A5出口 すぐ
地下鉄各線「飯田橋駅」A2出口 徒歩5分

〒102-0072
千代田区飯田橋3-4-6
新都心ビル 7階
電話:03-6261-7303
FAX:03-6261-7319
E-mail:
info@haat.or.jp

仕事のことならはあと飯田橋

ひとり親家庭の就業に関する相談を行っています。応募書類の作成と添削、面接対策、適職診断、マネー相談などの支援を受けることができます。

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	●	○	○	○	○	○	○

○:9:00-17:30 ●:9:00-20:30

※面接相談は月～土(予約制)

こちらでは①が利用できます

詳しくは☎03-3263-3451



JR「飯田橋駅」東口下車:徒歩7分、「水道橋駅」西口下車:
徒歩5分／大江戸・有楽町線・南北線「飯田橋駅」A2出口
徒歩7分／東西線「飯田橋駅」A5出口 徒歩4分

〒102-0072
千代田区飯田橋3-10-3
東京しごとセンター7階
TEL:03-3263-3451
FAX:03-3263-3452
E-mail:
iidaabashi@haat.or.jp

生活でも仕事でもはあと多摩

はあと多摩では、生活に関する相談も仕事に関する相談もお受けします。養育費についての相談や離婚前後の法律相談、親子交流支援、グループ相談会なども行っています。

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	●	○	○	●	○	○	○

○:9:00-17:30 ●:9:00-19:30

こちらでは①②③④⑤⑦が利用できます

詳しくは☎042-506-1182



JR「立川駅」北口徒歩5分
多摩都市モノレール「立川北駅」徒歩4分

〒190-0012
立川市曙町2-8-30
立川わかさビル4階
TEL:042-506-1182
FAX:042-506-1194
E-mail:
tama@haat.or.jp

東京都ひとり親家庭支援センターではメールマガジンを配信しています。

「お役立ち情報」・「イベント・セミナー情報」をメールで配信しています。ご希望の方はお気軽に登録してください。ひとり親家庭のご友人などにもご紹介ください。

登録はこちらから 東京都ひとり親家庭支援センター ▶ <https://haat.or.jp/>



*本事業は東京都からの委託を受け、公益財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会とNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーむが運営しています。(令和3年10月より)

ひとり親家庭を応援する情報紙

はあと通信

2025年7月
No.42

ひとり親と子どもたちが
安心して明日に向かう東京
はあと
www.haat.or.jp/

今号のテーマ

子どもの夢を応援！ 教育費と給付型奨学金

「子どもが希望する学校に行かせたい!」と思っていても、ひとり親にとって教育費は負担が大きい場合が少なくありません。

小・中・高校・大学・専門学校など、学校の種類によってかかる教育費を把握しておけば、事前に準備できます。また様々な支援制度や返済不要の給付型奨学金を上手く利用することで負担は少なくなります。

今回はファイナンシャルプランナーの加藤葉子さんに教育費と支援制度についておうかがいしました。教育費についてしっかり情報収集し賢く利用して、お子さんの夢を応援しましょう。

加藤 葉子さん
株式会社マイライフエフピー代表

「金融商品を一切紹介しない」ファイナンシャルプランナー。シングルマザーになり3年で子どもの教育費を貯め、ブログ発信をきっかけにNHKコラムを執筆。オンライン講座・相談のほか、新聞、雑誌等で多数執筆を行いながら、同業者の育成も行っている。



教育費のリアル

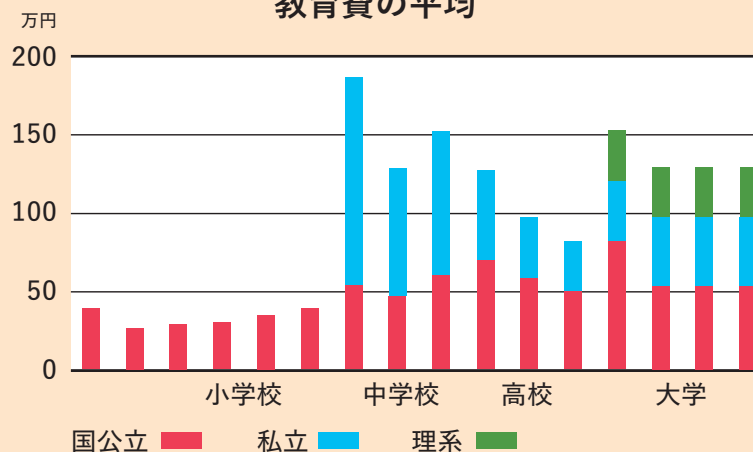
将来の進学先によって教育費は大きく変わります

小学校から高校までの授業料は比較的低いからいざ家庭が多いですが、中学・高校からの塾代と大学・専門学校の費用の負担が増えるご家庭が多いです。特に大学は学部によって大きく授業料が変わってきます。

例えば、私立大学・専門学校の費用は下記ようになります。ただし、この費用は《学校に払うお金》だけで、教材費やパソコン購入費、自宅通いの場合の交通費、下宿する場合の住居費、食費などは入っていません。実際には、さらに多くの費用がかかります。

大体どれくらいの教育費がかかるのか、事前に把握しておきましょう。

教育費の平均



※小中高校は学校に払うお金以外にも、給食費や塾などの学校外教育費を含みます。

入学金+授業料の一例

私立大学

法学部	4年間	約438万円
国際関係学部	4年間	約479万円
工学部	4年間	約608万円
薬学部	6年間	約1,300万円

専門学校の一例

コンピューター専門学校	2年	約198万円
-------------	----	--------

出典: 文部科学省令和5年度「子供の学習費調査」
令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金
「国立大学などの授業料その他費用に関する省令」を元に作成

教育費の支援

子どもの年代によって、さまざまな教育費の支援制度があります

私立高校、大学や専門学校入学時にはまとまった費用が必要です。教育費の準備が十分にできない場合は、支援制度を上手に利用しましょう。

主な教育費の支援制度をご紹介します。

制度を利用するには、所得制限、資産保有額、家族構成、成績等、それぞれの制度で条件が異なります。事前に条件にあてはまるかどうか調べておきましょう。

教育費の主な支援制度

小・中学校	高校	専門学校・大学・大学院
就学援助	高等学校等就学支援金（高校無償化） 高校生等奨学給付金（A）	国の高等教育の修学支援新制度（大学無償化）（B） 私立大学独自の奨学金制度（D） 民間団体の給付型奨学金（C）
児童手当		
児童扶養手当		
東京都独自の支援制度 受験生チャレンジ支援 018サポート 児童育成手当		

A ▶▶▶ 高校生等奨学給付金

住民税非課税世帯の高校生対象に教育費を支援

公立高校に通う生徒には授業料の免除制度、私立高校に授業料の「高等学校等就学支援制度」による減免があります。その他に、区市町村民税所得割が非課税の世帯などを対象に「高校生等奨学給付金」として授業料以外の教育費を支援する制度があります。

奨学のための給付金

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金です

対象世帯

- 生活保護世帯・住民税所得割が非課税の世帯
※家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- 新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。
※授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
※都道府県によって実施状況が異なります

世間状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	3万2,300円	5万2,600円
非課税世帯【全日制等】	14万3,700円	15万2,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	5万500円	5万2,100円

詳細はこちらをご覧ください。



B



高等教育の修学支援新制度

大学・短大・専門学校等の進学者への教育費支援



国の「高等教育の修学支援新制度」は、意欲ある子どもたちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金です。「①授業料等の減免制度」と「②給付型奨学金」があり、世帯収入、進学先の種類、自宅通学・自宅外通学かにより支援の額が変わります。

世帯収入の基準を満たしていれば、成績要件が満たされていなくても、本人の学ぶ意欲次第で支援を受けられる場合があります。令和7年からは、多子世帯（扶養する子どもが3人以上）の支援が広がりました。

支援区分	収入基準
第1区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること※2 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準の合計が100円未満であること
第2区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第3区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第4区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

詳細はこちらをご覧ください。



所得要件のチェックタイミングは高1から

大学進学の際は、高3の春に申し込み、秋に区分が決定しますが、そのときの所得要件は、高1の1月～高2の12月まで働いた結果です。また、大学1年の春に申込をする際は、高2の1月～高3の12月まで働いた結果で決まります。高3で区分3となっても、次の申請では区分1だった、というように、区分が毎年変わることもあることを覚えておきましょう。

区分と支援額の例

全額支援 約670万円



支給額算定基準額

第1区分
～100円未満

2/3支援 約447万円



第2区分

100～25,600円未満



入学金減免
授業料減免額
給付型奨学金

1/3支援 約223万円



第3区分

25,600～51,300円未満

2024年度から
新しく支援対象
対象は私立の理工農系

第4区分

51,300～154,500円未満

支給額算定基準額の求め方

支給額算定基準額は、住民税の課税標準額から計算します。

6月の住民税のお知らせから、所得割の課税標準額が確認できます。会社員の方はお勤めの会社から、個人事業主の方は、お住まいの自治体から郵送されます。住民税のお知らせに記載された所得金額の総合計額から、所得控除の総合計額を差し引いたものが所得割の課税標準額になります。

支給額算定基準額は、課税標準額に6％をかけ、市町村民税調整控除額と市町村民税調整額を差し引いて計算します。マイナポータルを活用すれば、課税標準額、市町村民税調整控除額、市町村民税調整額は調べることができます。また、日本学生支援機構のHPにある進学シュミレーターでもおおよその収入を確認することができます。

詳細はこちらをご覧ください。



確認しても難しいと感じた方、より詳しく知りたい方は、はあと飯田橋・はあと多摩のマネー相談をご利用ください。相談者の個々の状況に応じて、アドバイスいたします。